

第 4 次 島根県男女共同参画計画（骨子案）

1 計画の基本的な考え方

（1）計画の性質

男女共同参画社会基本法及び島根県男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画計画であるとともに、基本目標 I に係る部分については、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画として位置づける。

（2）計画の期間

令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度までの 5 年間

2 計画の内容

（1）島根県が目指す男女共同参画社会

男女共同参画社会の形成を進める上での理念を共有するため、目指す姿を現行計画が掲げる姿を承継しつつ、次期計画の新しい視点や施策の方向性を踏まえ、次のように描きます。

すべての女性が 自分らしくきらめく島根

～ 認め合い 高め合い ベストバランスで暮らす新たな時代へ ～

多様な価値観を認め合い、男性と女性、仕事と生活などそれぞれの最適バランスで、自分らしくいきいきと暮らし続けられる島根

[家庭では]

家事、育児、介護などを家族みんなで協力し合いながら、笑顔で暮らしています。

[地域では]

誰もが地域活動やボランティア活動などに積極的に参加し、お互いが支え合いながら、安心して暮らしています。

[職場では]

働きやすい職場環境が整備され、一人ひとりが個性や能力をしっかりと発揮しながら、いきいき働いています。

[学校では]

お互いの個性を認め合う、心豊かな子どもたちが育っています。

（2）現状と課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用環境の悪化やDVの深刻化、固定的性別役割分担意識に基づく家庭生活への負担増など、平時からの諸課題が顕在化し、女性の生活に負の影響をもたらしている。一方で、男女ともに働き方の可能性が広がるテレワークの拡大など、男女共同参画社会の形成に向けた契機となり得る状況があり、こうした社会変化を踏まえながら、感染拡大の状況に応じて弾力的に対応していく必要がある。

- ・ 人口減少や少子高齢化が進む本県においては、地域社会の持続的な発展のため、社会のあらゆる分野において女性一人ひとりがその個性と能力を充分発揮し活躍できる環境を整備していく必要がある。また、若年女性の都会地への流出は、将来の自然動態にも影響する懸念があり、女性が能力を発揮して働ける環境整備や女性の活躍に向けた意識改革を進める必要がある。
- ・ 政治分野、行政分野、民間企業分野等の政策・方針決定過程への女性の参画割合が低い現状がある。また、男女の地位の平等感や固定的性別役割分担意識について、徐々に改善されているが、未だ性差による偏見や格差は存在しており、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める必要がある。
- ・ 配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力など男女間における暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図る必要がある。また、誰もが生涯にわたり健康な生活を営むことができるとともに、経済社会における男女の状況の違いなどから女性が陥りやすい貧困等生活上の困難に対するきめ細かな支援を行う必要がある。

(3) 施策体系

資料 2－3 のとおり

【現行計画との主な変更点】

- ・ 国の男女共同参画基本計画及び島根創生計画、創生計画に基づく女性活躍推進プランの方向性を踏まえ、「女性活躍の推進」を基本目標Ⅰに設定し、基本目標を3つに再編
- ・ 国の防災基本計画修正（防災部局と男女共同参画部局等の連携強化）や女性の視点からの防災・復興体制の強化等の取組を受け、「防災対策」を「施策の方向性」から「重点目標」に引上げ
- ・ 支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう「だれもが安心して暮らせる環境の整備」は「施策の方向性」から「重点目標」に引上げ

3 今後のスケジュール

令和3年	2月	島根県男女共同参画審議会（骨子案審議）
	3月	総務委員会報告（骨子案）
	11月	島根県男女共同参画審議会（素案審議）
	12月	総務委員会報告（素案）
		パブリックコメント
令和4年	2月	島根県男女共同参画審議会（答申案審議）
	3月	島根県男女共同参画審議会から知事へ答申 総務委員会報告（最終案）